

医療情報取得加算（旧：医療情報・システム基盤整備体制充実加算）について

当院は患者さんに関わる情報を十分に活用し、最善の診療を実施する体制を整えています。そのため、オンライン資格確認等システム導入について、厚生労働省大臣の定める施設基準に適合し、「医療情報取得加算」及び「医療DX推進体制整備加算」を届け出しています。

「医療情報取得加算」とは、オンライン資格確認等システムを導入していることを前提に、薬剤情報や特定検診情報、その他必要な情報の取得・活用にかかる評価を目的に算定されるものです。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用に御協力をお願い致します。

2024年6月1日より診療報酬改定により、窓口負担が変わります。

初診時

マイナ保険証利用なし 3点

マイナ保険証利用あり 診療情報取得に同意するときは1点、同意しないときは3点

再診時 3か月に1回

マイナ保険証利用なし 2点

マイナ保険証利用あり 診療情報取得に同意するときは1点、同意しないときは2点

みどり台歯科クリニック
院長 吉田 英彦